

第5期桑名市障害者計画、第8期桑名市障害福祉計画、第4期桑名市障害児福祉計画 策定について

1. 計画策定の背景・趣旨

近年、障害のある人の高齢化や障害の重度化に伴い、障害福祉サービスのニーズはますます複雑多様化しており、地域社会において、全ての障害のある人が安心して生活できるまちづくりが求められています。

令和3年5月には「障害者差別解消法」の施行後3年の見直しの検討が行われ、「合理的配慮の不提供の禁止」において、民間事業者の努力義務が法的義務になることなどを定める「改正障害者差別解消法」が施行されるなど、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができるまちづくりが重要となっています。

こうした中、本市では、令和3年3月に策定した「第4期桑名市障害者計画」および令和6年3月に策定した「第7期桑名市障害福祉計画」「第3期桑名市障害児福祉計画」において、障害のあるなしに関係なく全ての人々が社会の一員としてお互いを尊重して支えあい、人としての尊厳をもちながらいきいきと暮らしていくことができる地域社会の実現を目指し取組を推進してきました。

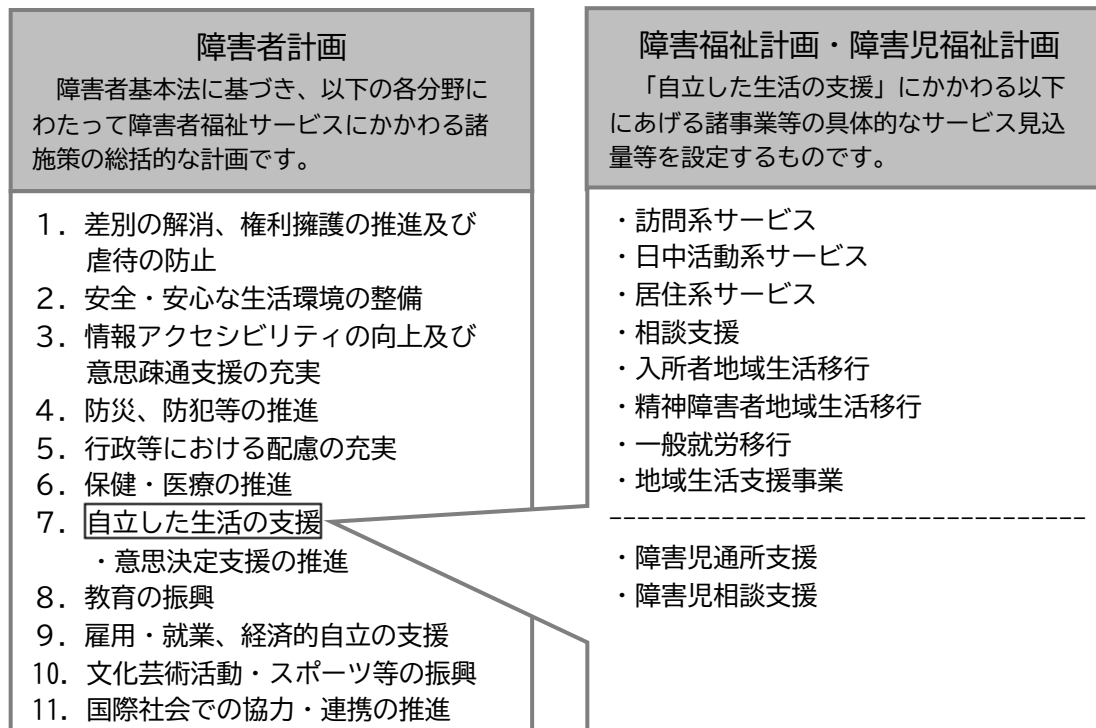
「第4期桑名市障害者計画」「第7期桑名市障害福祉計画」「第3期桑名市障害児福祉計画」の計画期間が令和8年度をもって終了することから、本市の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、令和9年度を初年度とした「第5期桑名市障害者計画」「第8期桑名市障害福祉計画」「第4期桑名市障害児福祉計画」を策定します。

2. 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の位置づけ

障害者基本法による「障害者計画」は、障害福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、障害者総合支援法による「障害福祉計画」と、児童福祉法による「障害児福祉計画」は、生活支援にかかわる各種福祉サービスの障害種別共通の給付等の事項を規定したものです。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	(第5次)障害者基本計画 (令和5年度～令和9年度)	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 (都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す)	
県	みえ障害者共生社会づくりプラン ー2024 年度～2026 年度ー		
桑名市	第4期障害者計画 (令和3年度～令和8年度)	第7期障害福祉計画 (令和6年度～令和8年度)	第3期障害児福祉計画 (令和6年度～令和8年度)

【「障害者計画」と「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の関係と施策体系】



3. 計画の期間

「第5期桑名市障害者計画」は令和9年度から14年度までの6年間を計画期間とし「第8期桑名市障害福祉計画」「第4期桑名市障害児福祉計画」は令和9年度から11年度までの3年間を計画期間とします。

令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	令和 13年度 (2031)	令和 14年度 (2032)
第4次桑名市障害者計画						第5次桑名市障害者計画					
障害福祉計画 (第6期)			障害福祉計画 (第7期)			障害福祉計画 (第8期)					
障害児福祉計画 (第2期)			障害児福祉計画 (第3期)			障害児福祉計画 (第4期)					

4. 計画策定のスケジュール

時期	項 目
3月	3/23 アンケート調査の実施（3/23～4/13）
4月	
5月	
6月	
7月	7/29 第1回桑名市地域自立支援協議会 ・計画策定の方針について ・アンケート結果の報告 ・障害者計画の骨子案の協議
8月	
9月	
10月	
11月	中旬頃 第2回桑名市地域自立支援協議会 ・障害者計画の素案の協議 ・障害福祉計画、障害児福祉計画の素案の協議 ・計画全般の確認
12月	下旬頃 パブリックコメント実施（12月下旬～1月下旬）
1月	
2月	中旬頃 第3回桑名市地域自立支援協議会 ・パブリックコメント結果の報告 ・最終案の確認
3月	